

- 再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者に対し、当該再生医療等提供計画に記載された事項に関し意見を述べること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該再生医療等委員会の名称
- 三 当該再生医療等委員会の委員の氏名及び職業
- 四 当該再生医療等委員会が第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う場合にあっては、その旨
- 五 審査等業務を行う体制に関する事項
- 六 審査等業務に関し手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の算定の基準
- 七 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該再生医療等委員会の委員の略歴を記載した書類
- 二 当該再生医療等委員会の審査等業務に関する規程
- 三 その他厚生労働省令で定める書類
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再生医療等委員会が次に掲げる要件（当該再生医療等委員会が第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う場合にあっては、第一号（第三種再生医療等提供計画に係る部分を除く。）に掲げる要件を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 第一種再生医療等提供計画、第二種再生医療等提供計画及び第三種再生医療等提供計画について、第一種再生医療等、第二種再生医療等及び第三種再生医療等のそれぞれの再生医療等提供基準に照らして審査等業務を適切に実施する能力を有する者として医学又は法律学の専門家その他の厚生労働省令で定める者から構成されるものであること。
- 二 その委員の構成が、審査等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合すること。
- 三 審査等業務の実施の方法、審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の審査等業務を適切に実施するための体制が整備されていること。
- 四 審査等業務に関し手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、審査等業務の適切な実施のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 第三十三条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該認定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日（以下この項において「通知日」という。）前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六号並びに第三十五条第四項第一号及び第四号において同じ。）であった者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に当該認定を取り消された団体の代表者又は管理人であった者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者（次項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。）による体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 第三十三条第一項の規定による第一項の認定の取消しの処分に係る通知日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十条第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して三年を経過しないものであるとき。
- 五 第一項の認定の申請前三年以内に審査等業務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- 七 法人でない団体であって、その代表者又は管理人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるとき。
- 6 厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- 一 当該認定を受けた者（以下「認定委員会設置者」という。）の氏名又は名称及び住所
- 二 当該認定に係る再生医療等委員会（以下「認定再生医療等委員会」という。）の名称
- 三 当該再生医療等委員会が第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行うものとして認定された場合には、その旨

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:414AC0000000171_20250601_504AC00000000068

平成十四年法律第百七十一号

独立行政法人労働者健康安全機構法

第二章 役員及び職員

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働者健康安全機構法第九条第一項」とする。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:414AC0000000191_20250601_504AC00000000068

平成十四年法律第百九十一号

独立行政法人国立病院機構法

第二章 役員及び職員

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

令和8年5月1日 施行 現在施行

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律
(令和七年法律第三十七号)

Law RevisionID:414AC0000000192_20260501_507AC0000000037

平成十四年法律第百九十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

第二章 役員及び職員

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者、修理業者、販売業者若しくは貸与業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前二号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:416AC0000000105_20250601_504AC0000000068

平成十六年法律第百五号

年金積立金管理運用独立行政法人法

第四章 役員及び職員

（役員の欠格条項の特例）

第九条 管理運用法人の役員（委員長及び委員に限る。）の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

2 通則法第二十二条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

令和7年11月20日 施行 現在施行

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律
(令和七年法律第三十七号)

Law RevisionID:416AC0000000135_20251120_507AC0000000037

平成十六年法律第百三十五号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法

第二章 役員及び職員

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:417AC0000000071_20250601_504AC0000000068

平成十七年法律第七十一号

独立行政法人地域医療機能推進機構法

第二章 役員及び職員

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- 6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

平成十七年法律第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二章 自立支援給付

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第二款 支給決定等

（申請）

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、主務省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他主務省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の主務省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして主務省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第百九条第一項を除き、以下同じ。）若しくは前項の主務省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

5 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員又は第三項の主務省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:420AC0000000093_20250601_504AC0000000068

平成二十年法律第九十三号

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律

第二章 役員及び職員

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって当該国立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

令和8年5月1日 施行 現在施行

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）

Law RevisionID:429AC0000000016_20260501_507AC0000000037

平成二十九年法律第十六号

臨床研究法

第三章 認定臨床研究審査委員会

（欠格事由）

第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。

- 一 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第三十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者（認定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があった日（以下この条において「通知日」という。）前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に認定を取り消された団体の代表者又は管理人であった者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者による体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第三十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消しの処分に係る通知日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十七条第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、前条第一項の認定の申請前三年以内に審査意見業務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

六 申請者が、法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。

七 申請者が、法人でない団体であって、その代表者又は管理人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるとき。

令和7年4月1日 施行 現在施行

Law RevisionID:505AC0000000046_20250401_000000000000000

令和五年法律第四十六号

国立健康危機管理研究機構法

第二章 役員及び理事会並びに職員

第十四条 前条本文に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:323AC0000000158_20250601_504AC0000000068

昭和二十三年法律第百五十八号

競馬法

第三章 地方競馬

（委員の欠格条項）

- 第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。
- 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 三 この法律又は日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 四 地方競馬に係る馬主の登録を受けている者
 - 五 協会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第二号に掲げる委員となることができない。
- 一 前項各号に掲げる者
 - 二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）

Law RevisionID:326AC1000000166_20260701_508AC0000000020

昭和二十六年法律第百六十六号

家畜伝染病予防法

第五章 病原体の所持に関する措置

（許可の基準等）

- 第四十六条の六 農林水産大臣は、前条第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。
- 一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他農林水産省令で定める製品の製造又は試験研究であること。
 - 二 取扱施設の位置、構造及び設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合するものであることその他その申請に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、又はまん延するおそれがないこと。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。
- 一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 四 この法律、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 五 第四十六条の九第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を

有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。)であつた者で当該取消
しの日から五年を経過しないものを含む。)

六 第四十六条の九第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の
規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日ま
での間に第四十六条の十一第二項の規定による届出をした者(当該届出に係る同項に規
定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経
過しないもの

七 前号に規定する期間内に第四十六条の十一第二項の規定による届出があつた場合にお
いて、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該届出に係る同項に規定
する滅菌譲渡について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使
用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡につ
いて相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日
から五年を経過しないもの

八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が
法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに
該当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者の
あるもの

3 前条第一項本文の許可には、条件を付することができる。この場合において、その条件
は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延
を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課す
ることとならないものでなければならない。

令和8年9月10日 施行 現在施行

日本中央競馬会法の一部を改正する法律(令和八年法律第十一号)

Law RevisionID:329AC0000000205_20260910_508AC0000000011

昭和二十九年法律第二百五号

日本中央競馬会法

第二章 管理

(経営委員会の委員の欠格条項)

第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができな
い。

一 破産者で復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがな
くなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、
又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 政府又は地方公共団体の職員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含
み、非常勤の者を除く。)

五 競馬会の役員又は職員

六 競馬会が行う競馬に係る馬主

七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする
者であつて競馬会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であると
きは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは
支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:411AC0000000198_20250601_504AC0000000068

平成十一年法律第百九十八号

国立研究開発法人森林研究・整備機構法

第二章 役員及び職員

（役員の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十条第一項」とする。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:323AC1000000209_20250601_504AC0000000068

昭和二十三年法律第二百九号

自転車競技法

第三章 競輪振興法人

（指定等）

第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「競輪関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。

- 一 競輪関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 競輪関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 競輪振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:325AC1000000208_20250601_504AC0000000068

昭和二十五年法律第二百八号

小型自動車競走法

第四章 小型自動車競走振興法人

（指定等）

第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「小型自動車競走関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。

- 一 小型自動車競走関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が、小型自動車競走関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 小型自動車競走関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ニ 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
 - ホ 小型自動車競走振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて小型自動車競走振興法人与取引上密接な利害関係を有

するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 小型自動車競走振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:339AC0000000150_20250601_504AC0000000068

昭和三十九年法律第五十号

日本電気計器検定所法

第二章 役員等

（役員の欠格条項）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 電気計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

資源の有効な利用の促進に関する法律

第十章 指定再資源化製品

（自主回収・再資源化事業計画の認定）

第五十四条 指定再資源化事業者であって、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化のための使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとするもの（当該自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとするものを含む。以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等级以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 四 自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品の種類
 - 五 自主回収及び再資源化の目標
 - 六 自主回収・再資源化事業の内容
 - 七 使用済指定再資源化製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
 - 八 使用済指定再資源化製品の収集又は運搬の用に供する施設
 - 九 使用済指定再資源化製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - 十 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る自主回収・再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その

認定をするものとする。

- 一 自主回収・再資源化事業の内容が、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであり、かつ、使用済指定再資源化製品の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者（前項第七号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号において同じ。）の能力並びに同項第八号に掲げる施設及び同項第九号に規定する施設が、自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者
 - ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 八 次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイから八までのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイから八までのいずれかに該当する者があるもの
- ヘ 個人であって、政令で定める使用人のうちにイから八までのいずれかに該当する者があるもの
- ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者
- 四 同一の業種に属する事業を営む二以上の自主回収・再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 当該二以上の自主回収・再資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

令和8年5月21日 施行 現在施行

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）

Law RevisionID:423AC0000000108_20260521_505AC00000000063

平成二十三年法律第百八号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

第五節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

- 2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四項第四号ロ及び第十五条の十五において同じ。）の氏名
 - 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
 - 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
 - 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
 - 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
 - 七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可

能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項

- 八 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方法に関する事項

- 九 その他経済産業省令で定める事項

- 3 第一項の規定による申請をする者は、その行おうとする再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。
- 4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 再生可能エネルギー発電事業の内容及び、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。
 - 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 法人であって、その役員のうちにイに該当する者があるもの
- 五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 申請が第五条第二項第八号又は同条第四項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。
 - ロ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。
- 八 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。

- 六 再生可能エネルギー発電設備が第二項第七号の経済産業省令で定める要件に該当する
場合においては、同号の経済産業省令で定める措置が実施されたこと。
- 七 再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、当該再生
可能エネルギー発電設備の解体等の方法が適正なものであること。
- 八 前項に規定する事項が記載されている場合においては、当該事項が再生可能エネルギ
ー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で
定める基準に適合すること。
- 5 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生
可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、
政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協
議しなければならない。
- 6 経済産業大臣は、第四項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当
該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定
めるものを公表するものとする。
- 7 経済産業大臣は、第四項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマ
スに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林
水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

令和8年6月19日 施行 現在施行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）

Law RevisionID:414AC0000000087_20260619_508AC0000000043

平成十四年法律第八十七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録

（登録の申請）

第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ
れらに準ずる者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の氏名
 - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人
である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名。第五十四
条第一項第四号において同じ。）
 - 五 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれ
ているかどうかを確認する体制
 - 六 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、引取業登録申請者が第四十五条第一項各号に該当しない者であるこ
とを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三節 解体業の許可

（許可の申請）

第六十一条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ
れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ
ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上

の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八条第一項第五号において同じ。）

五 事業の用に供する施設の概要

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、解体業許可申請者が次条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

令和8年7月31日 施行 現在施行

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）

Law RevisionID:414AC0000000147_20260731_508AC0000000029

平成十四年法律第百四十七号

独立行政法人中小企業基盤整備機構法

第二章 役員及び職員

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:308AC0000000011_20250601_504AC0000000068

昭和八年法律第十一号

船舶安全法

第二章 小型船舶検査機構

第三節 管理

（役員の欠格条項）

第二十五条の十八 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）

Law RevisionID:323AC00000000130_20261001_507AC0000000063

昭和二十三年法律第百三十号

船員職業安定法

第二章 政府の行う船員職業紹介等

第二節 船員職業紹介

（申込みの受理）

第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。

- 一 その内容が法令に違反する求人又は求職の申込み
- 二 その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる求人の申込み
- 三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（国土交通省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み
- 四 次条第一項の規定による明示が行われない求人の申込み
- 五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び第三十五条第七号において「暴力団員」という。）
 - ロ 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十五条及び第五十六条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの
- ハ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- 六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み

2 地方運輸局長は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

- 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
- 4 地方運輸局長は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他の求人の条件について、求職者に対し、その就職先、労働条件、乗り組むべき船舶その他の求職条件について指導することができる。

令和7年12月12日 施行 現在施行

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）

Law RevisionID:324AC0000000100_20251212_506AC0000000049

昭和二十四年法律第百号

建設業法

第二章 建設業の許可

第二節 一般建設業の許可

（許可の申請）

第五条 一般建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合に於ては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合に於ては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。第二十四条の六第一項において同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
- 五 その営業所ごとに置かれる第七条第二号に規定する営業所技術者の氏名
- 六 許可を受けようとする建設業
- 七 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類

昭和二十四年法律第百八十七号

海上運送法

第二章 船舶運航事業

第一節 旅客定期航路事業

第一款 一般旅客定期航路事業

（欠格事由）

第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。

- 一 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
- 二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十七条（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分又は第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しの処分（以下この条及び第十九条の九第一項第二号から第五号までにおいて「許可等取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可等取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可等取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条並びに第十九条の九第一項第二号、第六号及び第八号において同じ。）として在任した者で当該許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
 - イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可等取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可等取消処分をする日又は当該許可等取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十六条第一項（第十九条の六第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の四の規定による事業の廃止の届出（以下この条及び第十九条の九第一項第四号から第六号までにおいて「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可等取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六 処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十九条の九第一項第七号において同じ。）が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

八 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:326AC0100000161_20250601_504AC0000000068

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当する者であるもの

五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

昭和二十六年法律第百六十一号

港湾運送事業法

第二章 港湾運送事業等

（許可基準）

第六条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 一般港湾運送事業等にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有するものであること。
- 二 検数事業等にあつては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
- 三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。
- 五 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 二 この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 三 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和八年法律第二十七号)

Law RevisionID:325AC0000000218_20260903_508AC0000000027

昭和二十五年法律第二百十八号

港湾法

第二章 港務局

第三節 港務局の組織

(委員の欠格条件)

第十七条 左の各号の一に該当する者は、委員になることができない。

- 一 国会議員
 - 二 地方公共団体の議会の議員。但し、港務局を組織する地方公共団体のそれぞれの議会が推薦した議員の中から、一地方公共団体について一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
 - 三 港務局の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）
 - 四 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）
- 2 委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、退職しなければならない。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 抄（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:326AC0000000183_20250601_504AC0000000068

昭和二十六年法律第百八十三号

道路運送法

第二章 旅客自動車運送事業

(欠格事由)

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- 一 許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者であるとき。
- 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号、第八号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。）、許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき。

四 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第九十四条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、許可を受けようとする者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

令和8年4月1日 施行 現在施行

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）

Law RevisionID:326AC0000000185_20260401_508AC0000000002

昭和二十六年法律第百八十五号

道路運送車両法

第五章の二 軽自動車検査協会

第三節 管理

（役員の欠格条項）

第七十六条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備、販売、引取り、解体若しくは破碎の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第六章 自動車の整備事業

（認証基準）

第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

- 一 当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
 - イ 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第九十三条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第百三条第二項の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人
がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの
- 二 法人であつて、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの
- 2 前項第一号の規定による基準は、自動車特定整備事業の種類別に自動車の特定整備に必要な最低限度のものでなければならない。

令和8年5月21日 施行 現在施行

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部
を改正する法律（令和五年法律第六十三号）

Law RevisionID:327AC1000000151_20260521_505AC0000000063

昭和二十七年法律第百五十一号

内航海運業法

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する
場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受
けることがなくなつた日から一年を経過しない者であるとき。
 - 二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの
日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、
当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第
十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみな
された日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるか
を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同
じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - 三 申請者が申請前一年以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき。
 - 四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者である
とき。
 - 五 内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあつては、申請者が国
土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。
 - 六 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、申請者がその事業を遂行するた
めに必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していないと
き。
 - 七 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に
適合する事業計画を有していないとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その
理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:361AC0000000092_20250601_504AC0000000068

昭和六十一年法律第九十二号

鉄道事業法

第二章 鉄道事業

（欠格事由）

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

- 一 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 鉄道事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
- 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）

Law RevisionID:327AC1000000176_20260401_507AC0000000068

昭和二十七年法律第七十六号

宅地建物取引業法

第二章 免許

（免許の基準）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条第一項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者（解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人（合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの
- 五 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- 六 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第十八条第一項第七号及び第五十二条第七号八において同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 九 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者
- 十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十三 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十五 事務所について第三十一条の三に規定する要件を欠く者
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

令和8年7月1日 施行 現在施行

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）

Law RevisionID:358AC1000000043_20260701_508AC0000000022

昭和五十八年法律第四十三号

浄化槽法

第五章 浄化槽工事業に係る登録

（登録の申請）

第二十二条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「工事業登録申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において同じ。）の氏名
 - 四 第二十九条第一項に規定する浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号
- 2 前項の申請書には、工事業登録申請者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

平成十二年法律第百四号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

第五章 解体工事業

（登録の申請）

第二十二条 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。）の氏名
 - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
 - 五 第三十一条に規定する者の氏名
- 2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

平成三十年法律第六十一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

第三章 特定船舶の再資源化解体の許可

（再資源化解体の許可）

第十条 特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設（以下「特定船舶再資源化解体施設」という。）ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所
 - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
 - 五 特定船舶再資源化解体施設の概要
 - 六 特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要
 - 七 その他主務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、主務省令で定めるところにより、申請者が次項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の許可の申請があった場合において、その申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
- 一 特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行う体制及び申請者の能力が特定船舶の再資源化解体を適正に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

二 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。二において「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第十五条、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下このへにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（又において「暴力団員等」という。）

ト 心身の故障により特定船舶の再資源化解体を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

5 主務大臣は、第一項の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。